

議案第6号

みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例 について

みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7年 3月 3日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）との整合性を図ることを目的に、みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例

みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みやき町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条中「法第83条第1項」を「法第83条」に、「同項中」を「法第83条中」に、「同条中」を「法第84条中」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>(開示決定等の期限に関する特例)</p> <p>第5条 町の機関が開示決定等をする場合における<u>法第83条第1項</u>及び第84条の規定の適用については、<u>同項中</u>「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、<u>同条中</u>「60日以内」とあるのは「30日以内」と、「同条第1項」とあるのは「みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みやき町条例第2号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。</p>	<p>(開示決定等の期限に関する特例)</p> <p>第5条 町の機関が開示決定等をする場合における<u>法第83条</u>及び第84条の規定の適用については、<u>法第83条中</u>「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、<u>法第84条中</u>「60日以内」とあるのは「30日以内」と、「同条第1項」とあるのは「みやき町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年みやき町条例第2号）第5条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。</p>